

奈良県告示第百五十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、次のとおり介護機関の指定をした。

平成二十四年七月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

介護機関の名称又は氏名	医療法人医真会植田医院	ドレミ薬局	こじか薬局斑鳩店	介護老人保健施設ぬくもり田原本
介護機関の所在地又は住所	桜井市三輪四九六一	生駒市小平尾町四一六	生駒郡斑鳩町幸前一二一三	磯城郡田原本町黒田二八五一
施設又は居宅サービスの種類	訪問リハビリテーション	居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導	居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導	訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、短期入所療養介護、介護老人保健施設、介護予防訪問リハビリテーション
指定年月日	平成二十四年四月一日	平成二十四年五月一日	平成二十四年四月一日	平成二十四年四月一日

ン、介護予防通
所リハビリテ
ション及び介
予防短期入所療
養介護